

公告第187号

制限付一般競争入札（総合評価方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

なお、次に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、令和6年4月10日付け公告第46号の規定によるものとする。

令和6年6月10日

郡山市長 品川 万里

第1 制限付一般競争入札に付する事項

1	契約番号	第2024001682号	
2	業種	解体工事	
3	工事名	郡山市老人福祉センター寿楽荘解体工事	
4	施行場所	郡山市熱海町 地内	
5	施行期限	令和7年1月17日	
6	工事概要	郡山市老人福祉センター寿楽荘解体 鉄筋コンクリート造 2階建て 延床面積 808.52㎡	
7	支払条件	前金払	有り
		中間前金払	有り
		部分払	有り
8	予定価格	事後公表	
9	最低制限価格	無し	
10	調査基準価格及び失格基準価格	事後公表	
11	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施	対象	
12	郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）第7条に基づく労働環境の報告等	対象外	
13	議会の議決に付すべき契約	対象外	

14	その他	本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（簡易型）により入札を実施する工事である。簡易型総合評価基準項目は別表のとおり。
----	-----	--

第2 入札方法及び入札期間

1	入札方法	電子入札
2	工事費内訳書	初度のみ提出
3	入札期間	令和6年7月5日（金）午前8時30分から 令和6年7月8日（月）午後3時まで

第3 開札場所及び開札日時

1	開札場所	郡山市役所本庁舎2階 財務部契約検査課
2	開札日時	令和6年7月9日（火）午前9時10分

第4 入札に参加する者に必要な資格

1	入札参加形態	単体企業
2	郡山市の令和5・6年度工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。	
	登録業種	解体工事
	等級別格付	A等級
	総合点	解体工事において710点以上の者
	所在地要件	郡山市内に本店を有する者
3	建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可をいう。以下同じ。）を受けている者であること。	
	許可業種	解体工事
	その他の要件	当該工事において4,500万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、特定建設業の許可を有する者であること。
4	次に掲げる要件を全て満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置することができる者であること。ただし、当該工事において契約金額が4,000万円以上となる場合は、専任で配置すること。	
	資格要件	建設業法に定める資格又はこれと同等以上の資格等を有していること。
		当該工事において4,500万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けていること。
	雇用関係	入札参加申請書の提出日において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
	その他の要件	本工事においては、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。
配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。		
配置予定技術者が入札参加申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。ただし、落札者となった場合は、契約書の提出時までに配置予定技術者を特定		

		して申請するものとする。
5	手持工事の件数又は請負金額による入札参加制限	対象工事
6	施行実績	無し

第5 入札参加手続き等

1	設計図書等の閲覧期限	令和6年6月21日（金）午後11時
2	設計図書等に対する質問期限	令和6年6月14日（金）午後3時
3	質問の回答期限	令和6年6月18日（火）
4	入札参加申請期限	令和6年6月21日（金）午後3時 ※電子入札システムによる申請

※ 電子入札利用時間は、午前8時30分から午後8時まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く。）

別表 簡易型総合評価基準項目 (郡山市老人福祉センター寿楽荘解体工事)

1 企業の技術力 (1.0点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 同種工事施工実績 過去5年間(令和元～令和5年度)に郡山市発注の請負金額500万円以上の解体工事を元請で施工した実績(特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。)により評価する。	0.5点	実績有り	0.5点
		実績なし	0点
(2) 工事成績 前年度から起算して過去2か年度の間郡山市発注の一定請負金額以上の同業種工事の平均工事成績(特定建設工事共同企業体の構成員としての成績を含む。)により評価する。	2.0点	80点以上	2.0点
		75点以上80点未満	1.0点
		75点未満	0点
(3) 優良工事表彰 前年度(入札の公告日において当該入札の公告日の属する年度の優良工事表彰がすでに行われている場合には、当該入札の公告日の属する年度)から起算して過去5か年度の間同業種工事における郡山市優良建設工事表彰の受賞の有無により評価する。	1.0点	2回以上の表彰有り	1.0点
		1回の表彰有り	0.5点
		表彰無し	0点
(4) 品質・環境管理能力 ISO9001又はISO14001のいずれかの認証取得の有無により評価する。	0.5点	いずれかの認証取得有り	0.5点
		取得無し	0点

※ 項目(2)、(3)については、解体工事は工事評定の対象外のため、評価の対象としない。

2 配置予定技術者の技術力 (1.0点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 同種工事施工実績 過去5年間(令和元～令和5年度)に国、福島県、郡山市又は郡山市上下水道局発注の請負金額500万円以上の解体工事を、主任技術者又は監理技術者として施工した工事実績により評価する。	0.5点	実績有り	0.5点
		実績無し	0点

(2) 工事成績 前年度から起算して過去2か年度の間、国、福島県、郡山市又は郡山市上下水道局発注の一定請負金額以上の同業種工事を、主任技術者又は監理技術者として施工した工事成績により評価する。	1.0点	80点以上	1.0点
		75点以上80点未満	0.5点
		75点未満	0点
(3) 資格保有年数 参加申請時において、配置予定技術者の資格の保有年数により評価する。	0.5点	資格保有10年以上	0.5点
		資格保有5年以上10年未満	0.25点
		資格保有5年未満	0点

※ 項目(2)については、解体工事は工事評定の対象外のため、評価の対象としない。

3 企業の地域社会に対する貢献度 (7.0点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) ボランティア活動 前年度(令和5年度)の郡山市内での防災活動、道路河川愛護活動その他のボランティア活動の実績の有無により評価する。	最大 1.0点	活動実績有り	活動回数 ×0.2点
		活動実績無し	0点
(2) 除雪契約 前年度(令和5年度)の郡山市との除雪契約及びその履行実績の有無により評価する。	0.5点	契約有り(履行実績有り)	0.5点
		契約有り(履行実績無し)	0.25点
		契約無し	0点
(3) 災害協定 郡山市との災害時の応急対策業務に関する協定締結の有無により評価する。	0.5点	締結有り	0.5点
		締結無し	0点
(4) 地元業者の活用 前年度(令和5年度)の郡山市発注の請負金額500万円以上の解体工事において、市内業者(元請及び下請含む。)が施工した金額の割合により評価する。	1.5点	<u>95%以上</u>	1.5点
		<u>90%以上 95%未満</u>	1.0点
		<u>90%未満</u>	0点

(5) 新卒者及び離職者の雇用実績 入札参加時から起算して過去1年間の新卒者又は離職者(雇用時65歳以上に限る。)の雇用(正規雇用に限る。)の有無により評価する。	0.5点	2名以上雇用	0.5点
		1名雇用	0.25点
		雇用無し	0点
(6) 女性技術者の配置 参加申請から起算して過去1年間に国、福島県、郡山市又は郡山市上下水道局発注の案件において女性技術者を正規社員として配置した実績の有無により評価する。	0.5点	実績有り	0.5点
		実績無し	0点
(7) 市内本店又は営業所の有無 郡山市内に本店又は営業所の有無により評価する。	0.5点	市内本店又は営業所有り	0.5点
		市内本店又は営業所無し	0点
(8) 障害者の雇用の実績 障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく義務のある企業にあつては同法の障害者雇用率以上の雇用、同法に基づく義務のない企業にあつては障害者雇用の有無により評価する。	0.5点	雇用有り	0.5点
		雇用無し	0点
(9) 次世代育成支援 福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証取得の有無により評価する。	0.5点	取得有り	0.5点
		取得無し	0点
(10) 働く女性応援 福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証取得の有無により評価する。	0.5点	取得有り	0.5点
		取得無し	0点
(11) 消防団への継続加入状況 郡山市消防団に過去1年以上加入している者の雇用状況により評価する。	0.5点	2名以上雇用	0.5点
		1名雇用	0.25点
		雇用無し	0点

※ 配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。この場合において、配置予定技術者の算定資料等は全ての配置予定技術者について提出することとし、評価点については「2 配置予定技術者の技術力」に係る評価点の合計が低い配置予定技術者の点数を用いるものとする。

4 簡易な施工計画に関する評価（2.0点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 工程管理に係わる的確性	1.0点	工程管理が的確であり、かつ、工夫が見られる。	1.0点
		工程管理が的確である。	0点
(2) 施工上配慮すべき事項の的確性	1.0点	施工上配慮すべき事項が的確であり、かつ、工夫が見られる。	1.0点
		施工上配慮すべき事項が的確である。	0点